

NEWS(PRESS) RELEASE

令和5年6月29日

健康福祉部 地域福祉課

タイトル	志摩市物価高騰生活支援給付金事業について
概要 3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナリシップで目標を達成しよう 	電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯（非課税世帯等）の生活を支援するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を給付します。 なお、給付金を受けるためには、手続きが必要です。 1 発送日 令和5年7月7日（金） （郵便事情により同地域内でも配達日に差が出る場合があります。） 2 送付対象者 基準日（令和5年6月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 発送件数：約7,000件 ※ 住民税が課税されているものの扶養親族のみからなる世帯を除く。 3 給付金を受けるための手続き 原則、振込先口座番号の記載された「確認書」を送付します。 ※ 口座番号の記載のない方もいます。 振込先口座に変更がなければ、確認欄（2箇所）をチェックし、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記載の上、同封の返信用封筒で返信してください。 振込先口座欄が空白の場合や、振込先口座に変更がある場合は、記入例に従い記入の上、添付書類とともに返信してください。 4 その他 同給付金は、「令和5年1月以降、予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯」や「令和5年6月2日以降に支給対象となった世帯」も対象となります。（申請が必要です） また、DV等避難者等特別な配慮を要する場合など、詳細につきましては、志摩市のホームページをご確認いただくか、下記までご連絡ください。
お問合せ先	志摩市 健康福祉部 地域福祉課 地域福祉推進係 荻野 TEL 0599-44-0283 FAX 0599-44-5260 e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp

受給には手続きが必要です

令和 5 年
9月30日まで

物価高騰生活支援給付金 (3 万円 / 1世帯) のご案内

- 物価高騰生活支援給付金 (1世帯あたり 3 万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和 5 年 1 月から 9 月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1 世帯あたり **3** 万円

給付金の支給時期

志摩市が確認書(または申請書)を受
理した日から 1 ヶ月以内が目安です。
※書類に不備がない場合

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

志摩市から
確認書が届いた方はコチラ



世帯全員が令和 5 年度の
「住民税均等割が非課税」 の世帯
※住民税が課されている方の扶養親族のみの
世帯を除く

令和 5 年 1 月から 9 月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

支給手続きや支給要件の詳細は
裏面 **I** をご確認ください。

支給手続きや支給要件の詳細は
裏面 **II** をご確認ください。



物価高騰生活支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取 にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和5年6月1日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、志摩市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

確認書が届いた方



- 中身を確認して、事務局に返信してください。

【注意事項】

令和5年9月30日（土）（当日消印有効）までに確認書を返信してください。（返信がない場合は、本給付金を受けることができません。）



令和5年6月2日以降に支給対象となった世帯やDV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和5年9月30日（土）
- 申請方法：物価高騰生活支援給付金申請書に記入し必要書類を添付して提出いただくか、記載のQRコードからオンライン申請してください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（志摩市の場合）単身の場合：93万円以下、扶養親族等（計1名）がいる場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和5年9月30日（土）
- 申請方法：物価高騰生活支援給付金申請書と簡易な収入（所得）見込み額の申立書に記入し必要書類を添付して提出いただくか、記載のQRコードからオンライン申請してください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



提出書類の書き方の説明動画は
こちらのQRコードから視聴できます。



オンラインでの申請は
こちらのQRコードから申請できます。

お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局

電話番号 0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）

受付時間 8:30～20:00（土日、祝日を含む）

志摩市 物価高騰生活支援給付金

検索

※本事業は志摩市地域福祉課の委託事業です。

詳しくは、志摩市ホームページもご覧ください。